

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第  
2項の規定により平成12年度歳入歳出決算及び証書類  
その他政令で定める書類を審査した結果、次のとおり意  
見を付する。

平成13年9月12日

東京都監査委員	山本賢太郎
同	鈴木貫太郎
同	横山樹
同	藤原房子

[ 凡例 ]

- 1 . 計数については、原則として、表示単位未満を切り捨て、端数調整をしていないため、合計等と一致しない場合がある。
- 2 . 増減率及び構成比等は、原則として各表内計数により計算している。